令和６年６月13日開会

令和６年６月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

目　　次

第　1　号　令和６年度徳島県一般会計補正予算（第１号）…… 1頁
第　2　号　令和６年度徳島県病院事業会計補正予算（第１号）…… 7
第　3　号　徳島県危機管理環境関係手数料条例等の一部改正等について…… 9
第　4　号　徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例の廃止について…… 17
第　5　号　職員の定年等に関する条例の一部改正について…… 19
第　6　号　過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について…… 21
第　7　号　地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部改正について…… 23
第　8　号　徳島県観光スポーツ文化関係手数料条例の制定について…… 25
第　9　号　徳島県こども未来関係手数料条例の制定について…… 27
第　10　号　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正について…… 31
第　11　号　国民健康保険法施行条例の一部改正について…… 33
第　12　号　大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について…… 35
第　13　号　介護保険法施行条例の一部改正について…… 37
第　14　号　徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について…… 39
第　15　号　徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について…… 41
第　16　号　第２三好寮・三好市地域利便性施設（仮称）新築工事のうち建築工事の請負契約の変更請負契約について…… 43
第　17　号　椿泊荷さばき所（仮称）新築工事のうち建築工事の請負契約について…… 45
第　18　号　徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（３）の請負契約について…… 47

第　19　号　港湾海岸保全施設整備事業浅川港海岸水門整備工事の請負契約について …… 49頁
第　20　号　県道の路線の変更について …… 51
第　21　号　訴えの提起に係る専決処分の承認について …… 53
報告第 1 号　令和５年度徳島県継続費繰越計算書について …… 55
報告第 2 号　令和５年度徳島県繰越明許費繰越計算書について …… 57
報告第 3 号　令和５年度徳島県事故繰越し繰越計算書について …… 69
報告第 4 号　令和５年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書について …… 71
報告第 5 号　令和５年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について …… 73
報告第 6 号　令和５年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について …… 75
報告第 7 号　令和５年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について …… 77
報告第 8 号　令和５年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について …… 79
報告第 9 号　令和５年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書について …… 81
報告第 10 号　国家賠償請求に関する訴訟上の和解に係る専決処分の報告について …… 83
報告第 11 号　損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について …… 85
報告第 12 号　損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について …… 87
補正予算説明
1　令和６年度徳島県一般会計補正予算（第１号）説明書 …… 91
(1)　歳入歳出補正予算（第１号）事項別明細書 …… 91
1　総　括 …… 91
2　歳　入 …… 95
3　歳　出 …… 105
(2)　補正予算（第１号）給与費明細書 …… 131

⑶　補正予算（第１号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書 ……135
⑷　補正予算（第１号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書 ……137
2　令和６年度徳島県病院事業会計補正予算（第１号）説明書 ……139

第 1 号　　令和６年度徳島県一般会計補正予算（第１号）

令和６年度徳島県一般会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ803,849千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ500,992,849千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加及び変更は、「第２表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表地方債補正」による。

令 和 6 年 6 月 13 日 提 出

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補正額	計
9　国庫支出金		千円 62,475,864	千円 221,915	千円 62,697,779
	2　国庫補助金	30,675,763	202,362	30,878,125
	3　委託金	890,300	19,553	909,853
12　繰入金		28,176,983	338,761	28,515,744
	2　基金繰入金	25,949,513	338,761	26,288,274
13　繰越金		1,000,000	228,573	1,228,573
	1　繰越金	1,000,000	228,573	1,228,573
14　諸収入		74,797,851	6,600	74,804,451
	7　雑入	3,242,790	6,600	3,249,390
15　県債		39,670,000	8,000	39,678,000
	1　県債	39,670,000	8,000	39,678,000
歳入合計		500,189,000	803,849	500,992,849

歳　　出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		27,668,479	240,806	27,909,285
	1 総務管理費	13,824,386	67,840	13,892,226
	2 企画費	6,058,928	134,166	6,193,094
	6 防災費	3,100,519	38,800	3,139,319
3 民生費		68,718,022	24,250	68,742,272
	2 児童福祉費	14,488,079	24,250	14,512,329
4 衛生費		27,256,487	106,400	27,362,887
	1 公衆衛生費	6,945,109	3,400	6,948,509
	4 医薬費	6,396,856	103,000	6,499,856
5 労働費		3,247,112	47,000	3,294,112
	1 労政費	2,153,098	47,000	2,200,098
6 農林水産業費		28,936,541	13,800	28,950,341
	6 水産業費	2,295,241	13,800	2,309,041
7 商工費		66,068,355	7,500	66,075,855
	1 商業費	60,539,662	7,500	60,547,162

8 土木費		52,000,456	165,000	52,165,456
	2 道路橋りょう費	23,349,269	50,000	23,399,269
	4 港湾費	4,362,450	35,000	4,397,450
	6 住宅費	1,371,543	80,000	1,451,543
9 警察費		22,461,386	13,395	22,474,781
	2 警察活動費	2,511,224	13,395	2,524,619
10 教育費		88,239,471	154,698	88,394,169
	1 教育総務費	14,973,103	132,553	15,105,656
	5 特別支援学校費	9,444,395	12,037	9,456,432
	7 保健体育費	1,182,654	10,108	1,192,762
14 予備費		300,000	31,000	331,000
	1 予備費	300,000	31,000	331,000
歳出合計		500,189,000	803,849	500,992,849

第２表　債務負担行為補正

１　追　　加

事　　項	期　　間	限　度　額
トイレカー売買契約	令 和 7 年 度	30,000千円
大阪・関西万博における徳島パビリオン運営業務委託契約	令 和 7 年 度	218,000千円
大阪・関西万博における入場チケット支援に係る契約	令 和 7 年 度	65,000千円

２　変　　更

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期　　間	限　度　額	期　　間	限　度　額
宿泊施設投資促進事業に係る補助金交付指令	自 令和 7 年度 至 令和14年度	500,000千円	自 令和 7 年度 至 令和14年度	1,000,000千円

第３表　地 方 債 補 正

１　変　　更

起　債　の　目　的	限　度　額	
	補　正　前	補　正　後
水 産 事 業	千円 427,000	千円 435,000
計	39,670,000	39,678,000

第 2 号　令和６年度徳島県病院事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和６年度徳島県病院事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　令和６年度徳島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）
⑷　主要な建設改良事業		
病院増改築工事費	735,998千円	865,998千円
医療器械及び備品購入費	3,594,246千円	3,674,246千円

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収　　入			
第１款　資本的収入	8,172,279千円	210,000千円	8,382,279千円
第１項　企業債	4,296,000千円	210,000千円	4,506,000千円
支　　出			
第１款　資本的支出	9,214,329千円	210,000千円	9,424,329千円
第１項　建設改良費	4,330,244千円	210,000千円	4,540,244千円

（企業債）

第４条　予算第５条に定めた企業債を次のとおり補正する。

１　変　　更

起債の目的	限度額 補正前	限度額 補正後
	千円	千円
病院整備事業	4,296,000	4,506,000

令 和 6 年 6 月 13 日 提 出

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

第三号

徳島県危機管理環境関係手数料条例等の一部改正等について

徳島県危機管理環境関係手数料条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和六年六月十三日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

徳島県危機管理環境関係手数料条例等の一部を改正する等の条例

（徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部改正）

第一条　徳島県危機管理環境関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県危機管理関係手数料条例

第一条中「危機管理環境関係」を「危機管理関係」に改める。

別表第一の百五十四の項から百九十七の項までを削る。

（徳島県政策創造関係手数料条例の廃止）

第二条　徳島県政策創造関係手数料条例（平成二十四年徳島県条例第四十号）は、廃止する。

（徳島県経営戦略関係手数料条例の一部改正）

第三条　徳島県経営戦略関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県企画総務関係手数料条例

第一条中「経営戦略関係」を「企画総務関係」に改める。

第三条の見出し中「時期」の下に「及び方法」を加え、同条中「手数料」の下に「（次項の手数料を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　別表第一の四の項から六の項までに掲げる事務に係る手数料は、知事が別に定めるもののほか、写し等の交付を受ける際、規則で定める方法により納付

しなければならない。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（手数料の減免）

第五条　別表第一の四の項及び五の項に掲げる事務に係る手数料は、知事が特別の理由があると認めるときは、減免することができる。

2　行政不服審査法施行条例（平成二十八年徳島県条例第十二号）第三条の規定は、別表第一の六の項に掲げる事務に係る手数料について準用する。

別表第一に次のように加える。

四　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の十六第十五項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付	用紙一枚につき十円（用紙の両面に印刷しているものにあっては、用紙一枚につき二十円）
五　政治資金規正法第二十条の二第二項の規定に基づく収支報告書等（同法第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書、同法第十四条第一項（同法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は同法第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書をいう。）の写しの交付	用紙一枚につき十円（用紙の両面に印刷しているものにあっては、用紙一枚につき二十円）
六　次に掲げる法律の規定において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項の規定に基づく書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付 イ　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十八条第一項 ロ　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十六条第一項及び第二項 ハ　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五条第三十二項において準用する公職選挙法第二百十六条第二項	1　日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に白黒で複写し、又は出力したものを交付する場合　用紙一枚につき十円（両面に複写され、又は出力された用紙にあっては、二十円） 2　日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで複写し、又は出力したものを交付する場合　用紙一枚につき五十円（両面に複写され、又は出力された用紙にあっては、百円） 3　1及び2に掲げる場合以外の場合　実費に相当する額

（徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部改正）

第四条　徳島県未来創生文化関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県生活環境関係手数料条例

第一条中「未来創生文化関係」を「生活環境関係」に改める。

第二条中「別表第一」を「別表」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

別表第一中一の項から八の項までを削り、九の項を一の項とし、十の項を二の項とし、同項の次に次の八項を加える。

三　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査　十三万円 ロ　その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査　十一万円
四　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査	イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に係る審査　十二万円 ロ　その他の一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に係る審査　十万円
五　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項の規定に基づく熱回収施設に係る認定の申請に対する審査	三万三千円
六　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第二項の規定に基づく熱回収施設に係る認定の更新の申請に対する審査	二万円
七　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の五第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	六万八千円
八　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の六第一項の規定に基づく許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	六万八千円
九　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者	十四万七千円

による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	
十　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	十三万四千円

別表第一の十一の項から十五の項までを次のように改める。

十一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	八万千円
十二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第二項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	七万三千円
十三　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	十万円
十四　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第七項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	九万四千円
十五　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	七万千円

別表第一に次の三十一項を加える。

十六　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	九万二千円
十七　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	八万千円
十八　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第二項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	七万四千円
十九　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第六項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	十万円
二十　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第七項の規定に基づく特別管理産業	九万五千円

廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	七万二千円
二十一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	九万五千円
二十二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査　十五万円 ロ　その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査　十二万円
二十三　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査　十三万円 ロ　その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査　十一万円
二十四　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	三万三千円
二十五　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項の規定に基づく熱回収施設に係る認定の申請に対する審査	二万円
二十六　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第二項の規定に基づく熱回収施設に係る認定の更新の申請に対する審査	六万八千円
二十七　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四において準用する同法第九条の五第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	六万八千円
二十八　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四において準用する同法第九条の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	四万円
二十九　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十条の二第一項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査	

三十　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二十七条第一項の規定に基づく第一種フロン類充塡回収業者の登録の申請に対する審査	五千円
三十一　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第三十条第一項の規定に基づく第一種フロン類充塡回収業者の登録の更新の申請に対する審査	四千円
三十二　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第四十二条第一項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	四千円
三十三　使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第二項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	三千円
三十四　使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	五千円
三十五　使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第二項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	四千円
三十六　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	七万八千円
三十七　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	七万円
三十八　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	八万四千円
三十九　使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	七万七千円
四十　使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	六万七千円
四十一　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	三万九百円
四十二　土壌汚染対策法第二十二条第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対	二十四万円

する審査	
四十三　土壌汚染対策法第二十二条第四項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	二十二万四千円
四十四　土壌汚染対策法第二十三条第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	二十二万二千円
四十五　土壌汚染対策法第二十七条の二第一項、第二十七条の三第一項又は第二十七条の四第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	十二万円
四十六　土壌汚染対策法第三十二条第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	二万四千八百円

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

（徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部改正）

第五条　徳島県商工労働観光関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県経済産業関係手数料条例

第一条中「商工労働観光関係」を「経済産業関係」に改める。

別表第一の三十の項から三十四の項までを削る。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例の一部改正）

2　徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百五十三の項の次に次のように加える改正規定中「百五十三の二」を「百五十四」に改める。

（徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

3　徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成三年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第九条第九項中「徳島県商工労働観光関係手数料条例」を「徳島県経済産業関係手数料条例」に改める。

提案理由

組織の再編に伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四号

徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例の廃止について

徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和六年六月十三日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例を廃止する条例

徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例（令和二年徳島県条例第五十号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症への対応が、令和六年四月一日から通常の医療提供体制へ移行したことに伴い、徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

職員の定年等に関する条例の一部改正について

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年六月十三日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和五十九年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第八号中「警部（」の下に「人事管理上の必要性に鑑み、それを占める職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職及び」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国及び他の都道府県との均衡を考慮し、管理監督職勤務上限年齢による管理監督職への任用の制限の対象となる本県警察官に係る管理監督職の範囲について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年六月十三日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第一項」の下に「（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第二条第一項第一号中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　改正後の第一条及び第二条第一項第一号の規定は、令和六年四月一日から適用する。

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正されたことに鑑み、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部改正について

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年六月十三日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　改正後の第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定は、令和六年四月一日から適用する。

提案理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに鑑み、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八号

徳島県観光スポーツ文化関係手数料条例の制定について

徳島県観光スポーツ文化関係手数料条例を次のように定める。

令和六年六月十三日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

徳島県観光スポーツ文化関係手数料条例

（趣旨）

第一条　県が行う観光スポーツ文化関係の事務に係る手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（手数料の徴収）

第二条　別表の上欄に掲げる事務について、同表の下欄に掲げる金額の手数料を徴収する。

（手数料の納付の時期）

第三条　手数料は、知事が別に定めるもののほか、申請等の際、納付しなければならない。

（手数料の減免）

第四条　手数料は、知事が特別の理由があると認めるときは、減免することができる。

（手数料の還付）

第五条　既納の手数料は、還付しない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第二条関係）

事務	金額
一　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第四条第一項及び旅行業法施行令（昭和	二万七千円

四十六年政令第三百三十八号）第五条第一項の規定に基づく旅行業の登録の申請に対する審査	
二　旅行業法第四条第一項及び旅行業法施行令第五条第一項の規定に基づく旅行業者代理業の登録の申請に対する審査	一万五千円
三　旅行業法第六条の三第一項及び旅行業法施行令第五条第一項の規定に基づく旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査	一万七千円
四　旅行業法第六条の四第一項及び旅行業法施行令第五条第一項の規定に基づく旅行業の変更登録の申請に対する審査	一万千円
五　旅行業法第二十四条第一項及び旅行業法施行令第五条第二項の規定に基づく旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査	一万五千円
六　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十四条第一項の規定に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録の申請に対する審査	六千三百円
七　銃砲刀剣類所持等取締法第十五条第二項の規定に基づく登録証の再交付	三千五百円
八　銃砲刀剣類所持等取締法第十八条の二第一項の規定に基づく刀剣類の製作の承認の申請に対する審査	八百円

備考

一　この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

二　この表の下欄に掲げる金額は、一件についての金額とする。

提案理由

組織の再編により観光スポーツ文化部が設置されたことに伴い、観光スポーツ文化関係の事務に係る手数料について定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九号

徳島県こども未来関係手数料条例の制定について

徳島県こども未来関係手数料条例を次のように定める。

令和六年六月十三日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

徳島県こども未来関係手数料条例

（趣旨）

第一条　県が行うこども未来関係の事務に係る手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（手数料の徴収）

第二条　別表第一の上欄に掲げる事務について、同表の下欄に掲げる金額の手数料を徴収する。

（手数料の納付の時期）

第三条　手数料は、知事が別に定めるもののほか、申請等の際、納付しなければならない。

（手数料の納付の特例）

第四条　別表第二の上欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる者が行う場合にあっては、当該事務に係る手数料は、当該事務を行う者に納付しなければならない。

2　前項の規定により納付された手数料は、当該納付を受けた者の収入とする。

（手数料の減免）

第五条　手数料は、知事が特別の理由があると認めるときは、減免することができる。

（手数料の還付）

第六条　既納の手数料は、還付しない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第二条関係）

事務	金額
一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施	一万二千七百円
二　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十一条の規定に基づく内閣府令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	二千四百円
三　児童福祉法第十八条の十八第三項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査	四千二百円
四　児童福祉法施行令第十七条第一項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付	千六百円
五　児童福祉法施行令第十八条第一項の規定に基づく保育士登録証の再交付	千百円
六　母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）第一条第一項の規定に基づく受胎調節実地指導員の指定証の交付	四千円
七　母体保護法施行令第一条第二項の規定に基づく受胎調節実地指導員の標識の交付	三千百円
八　母体保護法施行令第三条の規定に基づく受胎調節実地指導員指定証の訂正	二千四百円
九　母体保護法施行令第五条の規定に基づく受胎調節実地指導員指定証の再交付	二千八百円
十　母体保護法施行令第五条の規定に基づく受胎調節実地指導員標識の再交付	二千五百円

備考

一　この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

二　この表の下欄に掲げる金額は、一件についての金額とする。

別表第二（第四条関係）

事務	納付を受ける者
別表第一の一の項及び二の項の事務	児童福祉法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関

提案理由

組織の再編によりこども未来部が設置されたことに伴い、こども未来関係の事務に係る手数料について定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年六月十三日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年徳島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の一の2の㈢中「二十」を「十五」に改め、同2の㈣中「三十」を「二十五」に改める。

別表第二の一の2の㈢中「二十」を「十五」に改め、同2の㈣中「三十」を「二十五」に改める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　認定こども園における子どもに対する教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該認定こども園については、当分の間、改正後の別表第一の第一の一の2の㈢及び㈣並びに別表第二の一の2の㈢及び㈣の規定は適用せず、改正前の別表第一の第一の一の2の㈢及び㈣並びに別表第二の一の2の㈢及び㈣の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに鑑み、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員配置の要件を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十一号

国民健康保険法施行条例の一部改正について

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年六月十三日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例（平成二十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた」を削り、同条第二項中「算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第十条、第十一条、第十三条及び第十四条中「算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十二号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和六年六月十三日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正）

第一条　徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に、「、同条第四号」を「（同条第二項の規定により麻薬とみなされる物を含む。）、同条第一項第四号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第一号、第十一条第一項及び第十七条第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

（徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正）

第二条　徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十一の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許」を「大麻草採取栽培者の免許」に改め、同表の四十二の項中「大麻取締法第十条第五項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第六条第三項」に、「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者名簿」に改め、同表の四十三の項中「大麻取締法第十条第六項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第七条第三項」に、「大麻取扱者免許証」を「大麻草採取栽培者の免許証」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

2　改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる大麻取扱者の登録事項の変更及び大麻取扱者免許証の再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

3　改正法附則第六条の規定に基づき改正法第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第五条第一項の免許の申請を行う者は、第二条の規定による改正後の徳島県保健福祉関係手数料条例別表第一の四十一の項の規定の例により、手数料を納付しなければならない。

提案理由

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十三号

介護保険法施行条例の一部改正について

介護保険法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年六月十三日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年徳島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「準用する省令第百三十九条の二第二項」を「読み替えて準用する省令第百三十九条の三第二項」に改める。

第四条中「第百十五条の十一において」の下に「読み替えて」を加える。

第四条の二ただし書及び第五条ただし書中「第百三十九条の二第二項」を「第百三十九条の三第二項」に改める。

第七条中「から第十三条まで」を「及び第十三条」に改める。

第十二条中「、第五号、」を「及び」に改め、「、第九号及び第十号」、「又は施設」及び「又は入所者」を削る。

附則第二項中「（以下「施行日」という。）」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の整理を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十四号

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年六月十三日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「自然現象又は」を「自然現象若しくは」に改め、同項第一号中「（引き続き二日以上従事した場合に限る。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　災害警備等手当の額は、作業に従事した日一日につき、八百四十円（大規模な災害として本部長が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、千八十円）とする。

第十七条に次の一項を加える。

3　前項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる作業の全部又は一部が次の各号に掲げる場合における災害警備等手当の額は、当該各号に定める額を、前項に定める額（以下「基本額」という。）にそれぞれ加算した額とする。

一　日没時から日出時までの間に行われた場合　基本額の百分の五十に相当する額

二　特に著しく危険であると本部長が認める場合　基本額の百分の百に相当する額

三　本部長が著しく危険であると認める区域で行われた場合（前号に掲げる場合を除く。）　基本額の百分の百に相当する額

附則第五項中「同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同項」を「これら」に、「八百四十円」を「基本額の百分の百に相当する額」に改める。

附則第六項を削る。

附則第七項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」を「及び第三項」に、「同条第二項の」を「これらの」に、「当該額」を「基本額」に改め、同項を附則第六項とする。

附則中第八項の前の見出しを削り、同項を第七項とし、同項の前に見出しとして「(特定新型インフルエンザ等の患者に係る業務等に従事する警察職員の特殊勤務手当の特例)」を付し、第九項を第八項とする。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　改正後の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。

3　前項の場合において、改正前の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）附則第六項の規定により読み替えられた改正前の条例第十七条の規定に基づいて支給された災害警備等手当は、改正後の条例第十七条の規定による災害警備等手当の内払とみなす。

提案理由

国家公務員について、大規模な災害として人事院が定める災害に係る作業に従事した場合の特殊勤務手当の額が定められたこと等に鑑み、本県の警察職員の特殊勤務手当について、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十五号

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年六月十三日提出

徳島県知事　後藤田　正　純

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第八十六条第二項第一号」の下に「（これらの規定を同法第百四十九条において準用する場合を含む。）」を、「第八十五条第二項」の下に「（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項第一号中「第六十三条第二項第五号」の下に「（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第三号」を「から第四号まで」に、「七千七百円」を「七千円」に改め、同項第二号中「三千三百円」を「三千円」に改め、同項中第九号を第十号とし、同項第八号中「五千五百円」を「五千円」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「五千五百円」を「五千円」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「六千六百円」を「六千円」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、同項第四号中「一万四百七十円」を「九千五百十九円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　選定療養である保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第七条の二に規定する後発医薬品のある同条に規定する新医薬品等の処方等又は調剤を受ける場合　当該新医薬品等の価格から当該後発医薬品の価格のうち最も高いものを控除して得た額に四分の一を乗じて得た額

第十条第四項第三号中「五千二百三十円」を「四千七百五十五円」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第二項及び前項第三号の規定にかかわらず、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定による消費税及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税が課される場合における使用料又は手数料の額は、第二項及び前項第三号の規定により算定した額に百分の百十を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表徳島県立中央病院の項中「循環器内科」を「循環器内科　腎臓内科」に、「心臓血管外科　脳神経外科」を「呼吸器外科　消化器外科　心臓血管外科　脳神経外科　乳腺・内分泌外科」に、「放射線科」を「リハビリテーション科　放射線診断科　放射線治療科」に改め、同表徳島県立三好病院の項及び徳島県

立海部病院の項中「放射線科」を「リハビリテーション科　放射線科」に改める。

附　則

この条例は、令和六年十月一日から施行する。ただし、第十条第一項の改正規定及び同条第二項第一号の改正規定（「第六十三条第二項第五号」の下に「（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）並びに別表の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部が改正され、後発医薬品がある新医薬品等の処方等又は調剤について選定療養の仕組みが導入されたことに伴い、使用料について所要の改正を行うとともに、診療体制の充実等に伴い、徳島県立中央病院、徳島県立三好病院及び徳島県立海部病院の診療科目について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 16 号

第２三好寮・三好市地域利便性施設（仮称）新築工事のうち建築工事の請負契約の変更請負契約について

令和５年７月６日議決を経た第２三好寮・三好市地域利便性施設（仮称）新築工事のうち建築工事の請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

令 和 6 年 6 月 13 日 提 出

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

請負契約書中「４　契約金額　900,790,000円」を「４　契約金額　904,459,600円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 17 号

椿泊荷さばき所（仮称）新築工事のうち建築工事の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令 和 6 年 6 月 13 日 提 出

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

1	工事名	椿泊荷さばき所（仮称）新築工事のうち建築工事
2	工事箇所	阿南市椿町谷ノ浦
3	工期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和７年７月31日まで
4	契約金額	1,476,200,000円
5	契約の方法	一般競争入札
6	契約の相手方	八千代組・坂本工務店・司工務店　椿泊荷さばき所新築工事共同企業体 代表構成員　阿南市富岡町内町211番地 株式会社　八千代組 代表取締役　森 本 則 明 構成員　徳島市八万町犬山57番地１ 株式会社　坂本工務店 代表取締役　坂 本 新太郎 構成員　徳島市末広１丁目３番24号 株式会社　司工務店 代表取締役　森 本 桂 次

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 18 号

徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（３）の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令 和 6 年 6 月 13 日 提 出

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

1	工事名	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（３）
2	工事箇所	鳴門市撫養町立岩（第３工区）
3	工期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和８年７月31日まで
4	契約金額	1,793,000,000円
5	契約の方法	一般競争入札
6	契約の相手方	吉成建設・島谷建設　鳴門総合運動公園野球場改築工事共同企業体（３） 代表構成員　鳴門市撫養町小桑島字前浜259番地１ 吉成建設株式会社 代表取締役　吉成裕司 構成員　徳島市富田橋７丁目17番地 株式会社　島谷建設 代表取締役　島谷速敏

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 19 号

港湾海岸保全施設整備事業浅川港海岸水門整備工事の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令 和 6 年 6 月 13 日 提 出

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

1	工事名	港湾海岸保全施設整備事業浅川港海岸水門整備工事
2	路線名等	浅川港海岸（浅川地区）
3	工事箇所	海部郡海陽町浅川
4	工期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和８年３月10日まで
5	契約金額	1,353,000,000円
6	契約の方法	一般競争入札
7	契約の相手方	兼子建設・宍喰建設工業　浅川港海岸水門整備工事共同企業体 代表構成員　板野郡松茂町長原136番地 兼子建設株式会社 代表取締役　吉崎高市 構成員　海部郡海陽町宍喰浦字松原81番地２ 宍喰建設工業株式会社 代表取締役　谷口美徳

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 20 号

県道の路線の変更について

道路法第10条第２項の規定により、次の県道の路線を変更する。

令 和 6 年 6 月 13 日 提 出

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

旧新別	路　線　名	起　点	終　点	重 要 な 経 過 地	備　考
旧	込野観音寺線	三好郡池田町	香川県三豊郡山本町		
新	込野観音寺線	三好市池田町	香川県三豊市山本町		起点の地点の変更

提案理由

県道の路線の変更について、道路法第10条第３項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 21 号

訴えの提起に係る専決処分の承認について

地方自治法第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令 和 6 年 6 月 13 日 提 出

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

訴 え の 提 起 に つ い て

貸金返還請求に関し、次のとおり訴えを提起する。

令 和 6 年 3 月 25 日 専 決

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

貸金返還請求

相　　手　　方	請　　求　　の　　趣　　旨
徳島市八万町新貝64番地の１ 徳島県大同開発事業団骨材協同組合	(1)　金436,490,740円及び内金1,658,424円に対する令和６年３月１日から支払済みまで、金186,283円に対する令和６年２月27日から支払済みまで、金14,306,000円に対する昭和60年２月１日から支払済みまで、金13,067,000円に対する昭和60年２月１日から支払済みまで、金14,296,000円に対する昭和61年２月１日から支払済みまで、金13,069,000円に対する昭和61年２月１日から支払済みまで、年10.75％の割合による金員を支払え。 (2)　訴訟費用は相手方の負担とする。

	との判決及び第１項につき仮執行の宣言を求める。

提案理由

訴えの提起について、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第１号

令和５年度徳島県継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第145条第１項の規定により、令和５年度徳島県継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令 和 6 年 6 月 13 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

令和５年度徳島県継続費繰越計算書

１　一　般　会　計

款	項	事業名	継続費の総額	令和５年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(分、負) 円
6 農林水産業費	6 水産業費	椿泊荷さばき所整備事業	3,000,000,000	600,000,000		600,000,000	0	600,000,000	600,000,000	8,000,000	300,000,000	208,000,000	84,000,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	大鳴門橋自転車道設置事業	2,800,000,000	100,000,000		100,000,000	24,781,000	75,219,000	75,219,000	3,219,000		72,000,000	
		一ノ瀬トンネル新設事業	2,700,000,000	800,000,000	180,000,000	980,000,000	180,000,000	800,000,000	800,000,000	40,000,000	400,000,000	360,000,000	
		恵比須浜トンネル新設事業	2,200,000,000	600,000,000	180,000,000	780,000,000	420,000,000	360,000,000	360,000,000	15,600,000	212,400,000	132,000,000	
	5 都市計画費	末広住吉高架橋上部工架設事業(令和４年度契約分)	2,250,000,000	1,000,000,000	360,000,000	1,360,000,000	760,000,000	600,000,000	600,000,000	24,000,000	300,000,000	216,000,000	(分、負) 60,000,000

		末広住吉高架橋上部工架設事業(令和5年度契約分)	1,700,000,000	200,000,000		200,000,000	80,000,000	120,000,000	120,000,000	4,000,000	60,000,000	44,000,000	(分、負)12,000,000
		鳴門総合運動公園野球場改築事業	9,890,000,000	1,810,000,000		1,810,000,000	0	1,810,000,000	1,810,000,000	46,000,000	451,000,000	1,313,000,000	
10 教育費	5 特別支援学校費	特別支援学校施設整備事業	4,461,293,000	2,676,176,000	1,000,000	2,677,176,000	932,104,000	1,745,072,000	1,745,072,000	133,369,000	412,703,000	1,199,000,000	

報告第２号

令和５年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第２項の規定により、令和５年度徳島県繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令 和 6 年 6 月 13 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

令和５年度徳島県繰越明許費繰越計算書

１　一　般　会　計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	合同庁舎等維持管理費	428,426,000	163,002,000			163,000,000		2,000
	2 企画費	広域交流連携推進費	106,509,000	30,000,000					30,000,000
		地方創生の深化のための支援費	1,939,118,000	3,000,000		1,500,000			1,500,000
		地方バス路線対策費	310,360,000	4,000,000					4,000,000
		航空対策費	139,188,000	70,000,000					70,000,000
	6 防災費	防災対策指導費	447,161,000	173,404,000			7,000,000		166,404,000
		能登半島地震救援対策費	92,500,000	60,000,000	(繰入金) 20,000,000				40,000,000

		消防学校運営費	277,057,000	109,493,000			109,000,000		493,000
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉振興対策費	583,807,000	41,000,000		22,240,000			18,760,000
		総合福祉センター運営費	115,660,000	52,653,000			52,000,000		653,000
		障がい者交流プラザ管理運営費	345,290,000	38,800,000	(繰入金) 4,000,000		34,000,000		800,000
		障がい者地域生活支援費	891,380,000	233,581,000		215,934,000		(諸収入) 8,420,000	9,227,000
		社会福祉施設整備事業費	375,456,000	340,848,000	(繰入金) 23,000,000	227,232,000			90,616,000
		老人福祉運営対策費	15,888,768,000	100,000,000		66,666,000			33,334,000
		要援護老人対策費	1,117,762,000	4,900,000		4,900,000			
		介護保険対策費	13,743,933,000	561,662,000		531,662,000			30,000,000
		老人福祉施設整備事業費	1,014,526,000	139,644,000	(繰入金) 112,746,000	17,932,000	8,000,000		966,000
	2 児童福祉費	児童虐待防止等対策費	277,636,000	22,563,000	(繰入金) 22,563,000				
		児童健全育成対策費	762,862,000	5,609,000					5,609,000
		特別保育対策費	875,990,000	9,834,000		6,000,000			3,834,000
		母子福祉等対策費	304,190,000	67,794,000		43,973,000			23,821,000
		児童福祉施設整備事業費	132,324,000	74,402,000		74,402,000			
4 衛生費	1 公衆衛生費	感染症予防費	2,169,663,000	350,000,000		350,000,000			

		障がい者地域生活支援費	51,273,000	11,384,000		11,384,000			
	2 環境衛生費	一般環境対策費	561,013,000	477,655,000		190,855,000			286,800,000
		自然公園等施設整備事業費	63,400,000	35,534,000		16,447,000	16,000,000		3,087,000
		生活環境整備指導費	20,939,000	7,260,000					7,260,000
		生活衛生指導助成費	95,665,000	70,000,000		70,000,000			
		上水道施設整備管理指導費	1,383,422,000	50,774,000		50,774,000			
	3 保健所費	保健所運営費	222,645,000	4,284,000					4,284,000
	4 医薬費	県立診療所運営費	16,736,000	7,000,000		4,666,000			2,334,000
		医療衛生費	8,093,064,000	171,836,000		121,836,000			50,000,000
6 農林水産業費	1 農業費	農林水産業未来創造事業費	235,164,000	30,350,000	(繰入金) 30,350,000				
		経営総合対策等推進費	98,282,000	93,000,000		93,000,000			
	2 園芸費	園芸振興指導費	484,327,000	215,000,000		215,000,000			
	3 畜産業費	畜産振興対策費	1,093,651,000	716,108,302		716,108,302			
		家畜保健衛生所運営費	286,702,000	176,432,400	(繰入金) 18,000,000		154,000,000		4,432,400
		家畜防疫対策費	92,593,000	45,000,000					45,000,000
	4 農地費	土地改良計画調査事業費	17,700,000	3,760,000				(諸収入) 1,880,000	1,880,000

		土地改良団体指導費	58,674,000	6,000,000		6,000,000			
		県営かんがい排水事業費	42,144,000	37,840,000	(分、負) 4,606,000	18,424,000	9,000,000	(分、負) 3,684,800	2,125,200
		団体営土地改良事業費	138,120,000	57,730,800		45,345,000	10,000,000		2,385,800
		県単独土地改良事業費	173,966,000	88,331,998	(繰入金) 84,800,998				3,531,000
		基幹農道整備事業費	145,100,000	69,760,000	(分、負) 5,916,800	35,930,000	25,000,000		2,913,200
		広域営農団地農道整備事業費	532,400,000	265,808,000	(分、負) 20,599,000	134,005,000	94,000,000	(分、負) 5,554,000	11,650,000
		県営農道整備事業費	5,300,000	2,720,000	(分、負) 654,500	1,309,000			756,500
		中山間地域農村活性化総合整備事業費	349,540,000	187,477,000	(分、負) 13,140,000	106,755,000	52,000,000	(分、負) 11,250,000	4,332,000
		農業集落排水整備事業費	163,894,000	103,435,500		103,435,500			
		経営体育成基盤整備事業費	1,162,000,000	899,251,000	(分、負) 100,000	553,563,000	248,000,000	(分、負) 89,361,200	8,226,800
		農業水利施設保全対策事業費	1,875,897,000	873,993,400	(諸収入) 149,547,264	442,099,000	242,000,000	(諸収入) 16,555,000	23,792,136
		耕地地すべり防止事業費	464,900,000	229,554,000		112,370,000	110,000,000		7,184,000
		老朽ため池等整備事業費	809,350,000	535,377,000	(分、負) 31,809,800	291,474,250	170,000,000	(分、負) 28,171,000	13,921,950
		地盤沈下対策事業費	273,880,000	144,204,000	(分、負) 8,504,400	77,957,000	53,000,000		4,742,600
		国営付帯県営農地防災事業費	217,900,000	171,020,000	(分、負) 3,000,000	88,670,600	57,000,000	(分、負) 17,360,400	4,989,000
		震災対策農業水利施設整備事業費	28,303,000	10,003,000		10,003,000			

		農地海岸保全施設整備事業費	117,900,000	65,077,100		31,673,550	31,000,000		2,403,550
		地籍調査費	1,102,708,000	364,584,000	(繰入金) 100,000,000	243,056,000			21,528,000
	5 林　業　費	森林計画編成事業費	80,157,000	37,000,000		37,000,000			
		林材業振興対策費	3,461,591,000	902,929,000	(繰入金) 261,245,000	640,984,000			700,000
		林業力倍増基盤整備促進事業費	420,709,000	368,543,000		368,543,000			
		森林環境保全整備事業費	1,024,447,000	513,447,000		281,045,000	210,000,000		22,402,000
		優良種苗生産対策費	20,446,000	7,391,000		4,082,000			3,309,000
		森林基盤整備事業費	2,493,293,000	1,385,285,000	(分、負) 68,458,000	855,003,000	409,000,000	(分、負) 2,782,000	50,042,000
		県単独林道事業費	80,011,000	13,622,000					13,622,000
		神山森林公園管理運営費	103,508,000	25,545,000					25,545,000
		治山事業費	2,667,280,000	1,617,538,000		780,671,000	788,000,000		48,867,000
		林野地すべり防止事業費	447,060,000	306,687,000		148,240,000	153,000,000		5,447,000
		県単独治山事業費	80,619,000	16,539,000			15,000,000		1,539,000
		治山維持補修費	79,896,000	22,092,000			20,000,000		2,092,000
	6 水　産　業　費	漁業漁村活性化推進費	67,307,000	61,059,932		61,059,932			
		農林水産総合技術支援センター運営費	91,780,000	50,000,000					50,000,000

		県管理漁港維持補修費	137,319,000	44,218,845			11,000,000		33,218,845
		広域漁港整備事業費	970,250,000	71,000,000		33,691,638	32,000,000	(分、負)5,308,362	
		水産物供給基盤機能保全事業費	569,560,000	355,000,000	(分、負)12,040,000	179,253,250	124,000,000	(分、負)32,077,182	7,629,568
		水域環境保全創造事業費	64,150,000	10,000,000		4,809,760	4,000,000		1,190,240
		漁港海岸保全施設整備事業費	235,185,000	145,000,000		73,193,785	65,000,000		6,806,215
		県単独漁港漁場整備事業費	41,311,000	10,000,000			8,000,000	(分、負)2,000,000	
7 商工費	1 商業費	中小企業総合支援費	1,686,441,000	505,500,000		248,624,000			256,876,000
		金融あっ旋指導費	1,772,342,000	111,306,000		21,306,000			90,000,000
	2 工鉱業費	地域産業総合振興対策費	35,847,000	6,000,000					6,000,000
		高圧ガス取締費	1,059,733,000	43,000,000		43,000,000			
	3 観光費	観光施設管理運営費	824,260,000	121,869,900	(繰入金)4,000,000		102,000,000		15,869,900
		観光とくしま促進費	384,710,000	61,340,000		61,340,000			
8 土木費	1 土木管理費	土木調査事業費	10,144,000	8,249,800					8,249,800
		土木企画調整事業費	216,044,000	57,386,590					57,386,590
	2 道路橋りょう費	道路関係市町村指導監督事務費	6,112,000	900,000		900,000			
		高速自動車道対策事業費	337,020,000	220,973,813			158,000,000		62,973,813

		高速道路整備支援事業費	105,211,000	2,331,078					2,331,078
		道路維持修繕費	6,506,233,000	2,506,000,000			1,604,000,000		902,000,000
		道路局部改良事業費	670,000,000	255,600,000	(分、負)38,187,932		13,000,000		204,412,068
		路側整備事業費	357,423,000	168,649,000			93,000,000		75,649,000
		道路改築事業費	3,790,405,000	1,759,710,000		941,579,200	798,000,000		20,130,800
		緊急地方道路整備事業費	15,292,166,000	9,772,270,000		5,999,123,800	3,482,000,000	(諸収入)3,270,000	287,876,200
		交通安全対策事業費	458,315,000	56,190,000			8,000,000		48,190,000
		橋りょう修繕費	200,000,000	52,000,000	(繰入金)23,000,000		29,000,000		
	3 河川海岸費	河川管理費	170,613,000	46,707,000			46,000,000		707,000
		河川海岸維持修繕費	2,566,732,000	1,481,779,000	(繰入金)5,000,000	6,440,000	1,120,000,000		350,339,000
		河川特殊改良事業費	166,000,000	83,550,000			82,000,000		1,550,000
		広域河川改修事業費	1,647,890,000	1,365,200,000		680,754,000	662,000,000		22,446,000
		総合流域防災事業費	5,282,500,000	4,143,010,000	(分、負)1,166,035 (繰入金)97,919,000	2,033,703,000	1,846,000,000		164,221,965
		地震・高潮対策河川事業費	1,061,600,000	744,100,000		369,785,000	354,000,000		20,315,000
		堰堤改良事業費	749,201,000	530,201,139		179,593,000	253,000,000		97,608,139
		河川管理施設長寿命化事業費	2,457,000,000	2,307,600,000		1,152,114,000	1,150,000,000		5,486,000

		通常砂防事業費	504,000,000	327,995,000		163,483,000	149,000,000		15,512,000
		地すべり対策事業費	2,276,500,000	1,813,033,000		905,316,000	863,000,000		44,717,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	284,500,000	189,620,000	(分、負) 14,525,647	86,029,000	81,000,000	(分、負) 1,980,000	6,085,353
		県単独砂防事業費	83,000,000	25,375,000	(分、負) 6,105,398		19,000,000	(分、負) 19,707	249,895
		砂防維持修繕費	239,346,000	78,640,000			67,000,000		11,640,000
		県単独急傾斜地崩壊対策事業費	65,000,000	51,518,000			45,000,000		6,518,000
		災害防止対策緊急事業費	100,000,000	66,300,000	(繰入金) 66,300,000				
		海岸侵食対策事業費	220,500,000	114,000,000		55,930,000	52,000,000		6,070,000
		津波・高潮危機管理対策緊急事業費	231,000,000	167,513,000		83,482,000	80,000,000		4,031,000
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	609,000,000	541,137,000		267,017,000	269,000,000		5,120,000
	4 港　湾　費	港湾海岸施設維持補修費	836,666,000	318,945,000			110,000,000		208,945,000
		港湾環境整備費	32,409,000	4,000,000		2,000,000			2,000,000
		県単独港湾整備事業費	460,000,000	227,471,000					227,471,000
		港湾海岸保全施設整備事業費	1,098,150,000	886,223,000		439,640,509	409,000,000		37,582,491
		港湾環境整備事業費	149,100,000	91,318,000		34,105,767	38,000,000	(分、負) 13,697,595	5,514,638
		港湾補修事業費	2,852,850,000	2,274,676,000		786,700,379	1,351,000,000		136,975,621

	5 都市計画費	都市計画調査事業費	82,135,000	64,578,000		19,687,000		(諸収入) 12,602,500	32,288,500
		公共下水道整備促進事業費	32,238,000	13,664,300				(諸収入) 13,664,300	
		街路事業費	1,744,850,000	236,144,000	(繰入金) 4,293,650	117,004,000	89,000,000	(分、負) 23,423,699	2,422,651
		緊急地方道路整備事業費	547,150,000	250,475,899	(分、負) 3,453,845 (繰入金) 3,000,000	125,535,000	60,000,000	(分、負) 17,822,939 (諸収入) 37,113,899	3,550,216
		公園整備事業費	3,972,780,000	1,260,844,000		617,425,000	581,000,000		62,419,000
		公園維持修繕費	458,550,000	43,479,511					43,479,511
	6 住宅費	県営住宅管理費	455,235,000	2,594,900	(繰入金) 2,594,900				
		県営住宅建設事業費	570,000,000	266,793,399		46,897,000			219,896,399
		住宅対策推進費	20,903,000	836,000					836,000
		建築物耐震化推進費	283,394,000	83,042,160		18,800,000			64,242,160
9 警察費	1 警察管理費	交番、駐在所等整備事業費	179,690,000	13,778,000			11,000,000		2,778,000
		警察署整備事業費	754,387,000	39,333,000					39,333,000
	2 警察活動費	交通安全施設整備事業費	1,084,638,000	160,989,600		52,002,000	50,000,000		58,987,600
		能登半島地震救援対策費	14,161,000	9,843,250					9,843,250
10 教育費	1 教育総務費	教育財産取得及び管理費	30,383,000	19,000,000					19,000,000

		私立学校振興費	992,590,000	400,000		400,000			
		学校教育振興費	185,077,000	99,000,000		97,000,000			2,000,000
		生徒指導費	45,399,000	1,080,000		360,000			720,000
		総合教育センター管理運営費	1,248,423,000	22,160,000		7,367,000		(諸収入) 3,381,000	11,412,000
	4 高等学校費	高校施設整備事業費	3,473,688,000	2,023,036,000	(繰入金) 20,000,000		1,157,000,000	(諸収入) 256,719,000	589,317,000
	5 特別支援学校費	特別支援学校施設整備事業費	2,771,440,000	11,625,000					11,625,000
	6 社会教育費	文化財保護費	67,064,000	3,766,000					3,766,000
		埋蔵文化財総合センター管理運営費	453,306,000	8,500,000			7,000,000		1,500,000
		新ホール整備事業費	134,199,000	25,830,922					25,830,922
		21世紀館運営費	635,887,000	13,750,000					13,750,000
	7 保健体育費	県民総体育推進費	83,391,000	2,999,000					2,999,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	55,935,000	35,378,025	(分、負) 494,000	33,984,025			900,000
		過年発生災害林道復旧事業費	47,822,000	21,554,000		21,554,000			
		現年発生災害林道復旧事業費	348,312,000	117,708,000		117,000,000			708,000
	2 土木施設災害復旧費	現年発生河川等施設災害復旧事業費	270,000,000	117,442,000		74,794,000	42,000,000		648,000
		市町村災害復旧事業監督事務費	8,000,000	1,500,000		1,500,000			
	3 公用公共用施設災害復旧費	県立学校施設災害復旧事業費	54,783,000	33,307,000		18,384,000	8,000,000		6,923,000

2　特　別　会　計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	753,400,000	118,648,853	(繰入金) 63,015,000 (繰越金) 1,633,853		54,000,000		
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	122,903,000	95,553,101	(使、手) 95,553,101				
		徳島小松島港赤石地区整備事業費	30,000,000	26,577,000	(使、手) 26,577,000				
		上屋管理費	53,096,000	3,501,674	(使、手) 3,501,674				
		施設等運営費	157,378,000	3,000,000	(使、手) 3,000,000				
	2 徳島小松島港津田地区整備事業費	臨海土地造成事業費	510,000,000	281,549,368	(使、手) 32,308,450 (諸収入) 1,240,918		248,000,000		

報告第３号

令和５年度徳島県事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第３項の規定により、令和５年度徳島県事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令 和 6 年 6 月 13 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

令和５年度徳島県事故繰越し繰越計算書

１　一　般　会　計

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源 国支出金	地方債	その他	一般財源	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
6 農林水産業費	4 農地費	経営体育成基盤整備事業費	67,650,000	39,650,000	28,000,000		28,000,000	(繰越金) 4,500,000	17,500,000	6,000,000			工法検討に不測の日時を要したため。
		農業水利施設保全対策事業費	5,678,100	1,703,000	3,975,100		3,975,100	(繰越金) 1,987,550	1,987,550				地元調整に不測の日時を要したため。
	5 林業費	森林基盤整備事業費	61,986,700	3,256,000	58,730,700	300	58,731,000	(繰越金) 7,153,000	34,652,000	15,000,000	(分、負) 1,926,000		災害の発生等により計画の変更を余儀なくされたため。
		治山事業費	31,076,360	2,027,000	29,049,360	640	29,050,000	(繰越金) 1,526,000	14,524,000	13,000,000			災害の発生等により計画の変更を余儀なくされたため。

	6 水産業費	漁業調査船運航管理費	57,777,500	23,100,000	34,677,500		34,677,500	(繰越金) 23,600,000				11,077,500	工法検討に不測の日時を要したため。
8 土木費	3 河川海岸費	広域河川改修事業費	796,351,168	629,882,468	166,468,700		166,468,700	(繰越金) 233,700	83,235,000	83,000,000			計画に関する協議が難航したため。
		総合流域防災事業費	994,236,822	726,916,722	267,320,100		267,320,100	(繰越金) 6,828,100	133,492,000	127,000,000			計画に関する協議が難航したため。
		地震・高潮対策河川事業費	628,076,937	330,164,337	297,912,600		297,912,600	(繰越金) 5,954,600	148,958,000	143,000,000			計画に関する協議が難航したため。
		河川管理施設長寿命化事業費	1,475,873,170	673,784,370	802,088,800		802,088,800	(繰越金) 43,800	401,045,000	401,000,000			計画に関する協議が難航したため。
		急傾斜地崩壊対策事業費	40,000,000	23,394,000	16,606,000		16,606,000	(繰越金) 2,134,000	7,472,000	7,000,000			計画に関する協議が難航したため。
	4 港湾費	港湾海岸保全施設整備事業費	392,589,371	45,445,000	347,144,371	629	347,145,000	(繰越金) 17,572,815	173,572,185	156,000,000			地元調整に不測の日時を要したため。
		港湾補修事業費	423,178,600	169,272,000	253,906,600	400	253,907,000	(繰越金) 15,344,360	101,562,640	137,000,000			地元調整に不測の日時を要したため。
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生災害林道復旧事業費	7,517,000		7,517,000		7,517,000		7,517,000				災害の発生等により計画の変更を余儀なくされたため。

報告第４号

令和５年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の２第１項の規定により、令和５年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令 和 6 年 6 月 13 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

令和５年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和５年度継続費予算現額			支払義務発生（見込）額	残額	翌年度逓次繰越額	翌年度逓次繰越額に係る財源内訳	翌年度逓次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				企業債	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	県立中央病院本館棟機能強化事業	1,750,000,000	200,000,000		200,000,000	0	200,000,000	200,000,000	200,000,000	

報告第５号

令和５年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第３項の規定により、令和５年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令 和 6 年 6 月 13 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

令和５年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	中央病院改築等事業	円 89,707,000	円 13,785,659	円 20,000,000	円 20,000,000	円	円 55,921,341	円	計画に関する協議が難航したため。
		医療器械等整備事業	739,372,000	245,652,010	489,376,100	488,000,000	1,376,100	4,343,890		計画に関する協議が難航したため。

報告第６号

令和５年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の２第１項の規定により、令和５年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令 和 6 年 6 月 13 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

令和５年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和５年度継続費予算現額			支払義務発生（見込）額	残額	翌年度逓次繰越額	翌年度逓次繰越額に係る財源内訳		翌年度逓次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				営業収益	損益勘定留保資金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 事業費用	1 営業費用	川口発電所1号水車発電機改良事業	728,911,000	122,460,000		122,460,000	48,056,626	74,403,374	74,403,374	74,403,374		
		日野谷発電所1号制御装置取替事業	20,000,000	5,385,000		5,385,000	0	5,385,000	5,385,000	5,385,000		
1 資本的支出	1 建設改良費	川口発電所1号水車発電機改良事業	164,931,000	62,625,000		62,625,000	22,143,374	40,481,626	40,481,626		40,481,626	

報告第７号

令和５年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第３項の規定により、令和５年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令 和 6 年 6 月 13 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

令和５年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳 損益勘定留保資金	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
			円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	既設設備改良工事	764,383,000	302,367,917	393,954,873	393,954,873	68,060,210		計画に関する協議が難航したため。

地方公営企業法第26条第２項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						営業収益	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	
1 事業費用	1 営業費用	勝浦発電所建物改修他工事	15,204,000	5,595,873	8,394,840	8,394,840		1,213,287		計画に関する協議が難航したため。
		日野谷発電所取水口ゲート補修工事	10,442,000	3,364,000	5,047,817	5,047,817		2,030,183		計画に関する協議が難航したため。
		川口ダムゲート制御装置補修工事	54,926,000		54,925,038	54,925,038		962		計画に関する協議が難航したため。
		総合管理推進センター他水力発電集中監視制御システム補修及び内部点検工事	81,782,000	31,177,000	50,605,000	50,605,000				計画に関する協議が難航したため。
		日野谷発電所他遠方監視制御装置取替工事	2,844,000		2,842,539	2,842,539		1,461		資材の調達が困難になったため。
		マリンピア沖洲太陽光発電所閉鎖型配電盤他内部点検工事	5,261,000	851,000	3,408,730	3,408,730		1,001,270		計画に関する協議が難航したため。
1 資本的支出	1 建設改良費	既設設備改良工事	161,678,500	141,315,054	9,336,026		9,336,026	11,027,420		資材の調達が困難になったため。

報告第８号

令和５年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第３項の規定により、令和５年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令 和 6 年 6 月 13 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

令和５年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						その他収入	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	吉野川北岸工業用水道改良工事	円 404,637,000	円 210,331,802	円 104,513,450	円 64,207,550	円 40,305,900	円 89,791,748	円	設計に関する協議が難航したため。
		阿南工業用水道改良工事	126,360,000	30,829,752	87,098,500		87,098,500	8,431,748		計画に関する協議が難航したため。

地方公営企業法第26条第２項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						その他収入	営業収益	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1 事業費用	1 営業費用	吉野川北岸工業用水道脱水機設備改良及び内部点検手入れ工事	17,271,000		17,177,617		17,177,617		93,383		計画に関する協議が難航したため。
		吉野川北岸工業用水道脱水機棟他修繕工事	27,781,000		27,726,600		27,726,600		54,400		設計に関する協議が難航したため。
1 資本的支出	1 建設改良費	吉野川北岸工業用水道改良工事	270,203,952	156,776,302	87,025,500	84,653,100		2,372,400	26,402,150		設計に関する協議が難航したため。

報告第９号

令和５年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第３項の規定により、令和５年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令 和 6 年 6 月 13 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

令和５年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	補助金	負担金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	旧吉野川流域下水道建設改良事業	32,000,000	18,335,700	13,664,300	3,000,000	7,248,225	3,416,075			計画に関する協議が難航したため。

報告第10号

国家賠償請求に関する訴訟上の和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令 和 6 年 6 月 13 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

国家賠償請求に関する訴訟上の和解について

徳島地方裁判所令和４年（ワ）第280号国家賠償請求事件に関し、次のとおり和解する。

令 和 6 年 3 月 22 日 専 決

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

被告徳島県は、原告３町と、徳島地方裁判所令和４年（ワ）第280号国家賠償請求事件について、和解することにより、本事件を終結するものとする。

和解の内容

1　被告は、原告３町に対し、前県政のこととはいえ、特別交付税の特殊財政需要分の配分（原告つるぎ町及び原告板野町につき令和３年度分、原告石井町につき令和元年度から令和３年度までの分）に関し、制度の運用面で疑義を生じさせたことを謝罪する。

2　被告は、前県政のこととはいえ、原告３町を含む徳島県下16町村と相互に公平公正といえる関係を築くための、特別交付税の特殊財政需要分の適切な配分方法に疑義を感じさせたことを反省し、これを改める。

3　被告は、今後、特別交付税の特殊財政需要分の配分に関し、第１項にある不信感を与えないように、徳島県町村会と十分に協議し、同会の意見を踏まえ、

町村にとって適切妥当な制度運用の手法を確立することを誓約する。

4　被告は、今後、特別交付税の特殊財政需要分の配分に関し、徳島県町村会において取り上げられた課題など、特殊財政需要に関する同会からの要望を十分に考慮して配分を行うことを誓約する。

5　被告は、今後、特別交付税の特殊財政需要分の配分に関し、その配分方法の概要を、徳島県町村会からの要請により16町村に適切に開示するなど、各町村と相互に公平公正な関係を築くことを誓約する。

6　原告３町及び被告は、本件に関し、原告３町と被告との間には本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

7　訴訟費用は各自の負担とする。

報告第11号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令 和 6 年 6 月 13 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和　解　の　相　手　方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住　１名	円 1,505,463	令和５年７月18日	徳島市地内	令和６年５月29日
徳島市在住　１名	416,900	令和５年11月９日	徳島市地内	令和６年５月29日
高知県安芸郡東洋町在住　１名	223,907	令和５年11月11日	海部郡海陽町地内	令和６年５月29日
鳴門市在住　１名	47,300	令和５年12月18日	鳴門市地内	令和６年５月29日
吉野川市在住　１名	137,200	令和５年12月23日	徳島市地内	令和６年５月29日
三好市在住　１名	46,120	令和５年12月24日	美馬市地内	令和６年５月29日
阿南市在住　１名	156,723	令和６年１月11日	吉野川市地内	令和６年５月29日

名西郡石井町所在　１法人	77,000	令和６年１月23日	名西郡石井町地内	令和６年５月29日
徳島市在住　１名	8,745	令和６年２月24日	徳島市地内	令和６年５月29日
滋賀県大津市在住　１名	275,572	令和６年３月12日	滋賀県大津市地内	令和６年５月29日
美馬市所在　１法人	78,848	令和６年３月27日	徳島市地内	令和６年５月29日

報告第12号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令 和 6 年 6 月 13 日

徳島県知事　　後　藤　田　　正　　純

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和　解　の　相　手　方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住　１名	円 508,000	令和５年11月８日	鳴門市地内 （県道亀浦港櫛木線）	令和６年５月29日
海部郡海陽町在住　１名	259,000	令和５年12月21日	那賀郡那賀町地内 （県道助上那賀線）	令和６年５月29日
那賀郡那賀町在住　１名	129,000	令和６年１月４日	那賀郡那賀町地内 （国道195号）	令和６年５月29日
那賀郡那賀町在住　１名	174,000	令和６年１月13日	那賀郡那賀町地内 （国道195号）	令和６年５月29日
那賀郡那賀町在住　１名	43,000	令和６年２月１日	那賀郡那賀町地内 （国道193号）	令和６年５月29日
愛媛県松山市在住　１名	11,000	令和６年２月１日	三好市地内 （県道込野観音寺線）	令和６年５月29日
阿南市在住　１名	20,000	令和６年２月22日	小松島市地内 （県道阿南小松島線）	令和６年５月29日

徳島市在住　１名	25,000	令和６年２月22日	小松島市地内 （県道阿南小松島線）	令和６年５月29日
阿南市在住　１名	9,000	令和６年２月22日	小松島市地内 （県道阿南小松島線）	令和６年５月29日
阿南市在住　１名	6,000	令和６年２月25日	那賀郡那賀町地内 （国道195号）	令和６年５月29日
那賀郡那賀町在住　１名	196,000	令和６年２月26日	那賀郡那賀町地内 （国道195号）	令和６年５月29日
徳島市在住　１名	87,000	令和６年３月24日	徳島市地内 （県道徳島環状線）	令和６年５月29日

補　正　予　算　説　明　書

令和６年度徳島県一般会計補正予算（第１号）説明書

歳入歳出補正予算（第１号）事項別明細書　　（単位　千円）

１　総　　括

（歳　　入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01　県税	81,500,000	—	81,500,000	—
02　地方消費税清算金	34,721,000	—	34,721,000	—
03　地方譲与税	15,811,000	—	15,811,000	—
04　地方特例交付金	1,930,000	—	1,930,000	—
05　地方交付税	152,500,000	—	152,500,000	—
06　交通安全対策特別交付金	185,000	—	185,000	—
07　分担金及び負担金	886,894	—	886,894	—
08　使用料及び手数料	5,466,636	—	5,466,636	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	62,475,864	221,915	62,697,779	95
10 財産収入	1,052,613	—	1,052,613	—
11 寄附金	15,159	—	15,159	—
12 繰入金	28,176,983	338,761	28,515,744	97
13 繰越金	1,000,000	228,573	1,228,573	99
14 諸収入	74,797,851	6,600	74,804,451	101
15 県債	39,670,000	8,000	39,678,000	103
歳入合計	500,189,000	803,849	500,992,849	—

（歳　　出）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
01 議会費	1,010,242	—	1,010,242					—
02 総務費	27,668,479	240,806	27,909,285	52,333		48,400	140,073	105
03 民生費	68,718,022	24,250	68,742,272	14,854		9,396		109
04 衛生費	27,256,487	106,400	27,362,887	51,333		5,067	50,000	111
05 労働費	3,247,112	47,000	3,294,112	47,000				113
06 農林水産業費	28,936,541	13,800	28,950,341		8,000	5,800		115
07 商工費	66,068,355	7,500	66,075,855				7,500	117
08 土木費	52,000,456	165,000	52,165,456			165,000		119
09 警察費	22,461,386	13,395	22,474,781	6,697		6,698		123

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	88,239,471	154,698	88,394,169	49,698		105,000		125
11 災害復旧費	11,649,200	—	11,649,200					—
12 公債費	67,192,486	—	67,192,486					—
13 諸支出金	35,440,763	—	35,440,763					—
14 予備費	300,000	31,000	331,000				31,000	129
財源振替	0	0	0			繰越金 228,573	△228,573	—
歳出合計	500,189,000	803,849	500,992,849	221,915	8,000	573,934	0	—

2　歳　　入

（款）　09　国庫支出金

（項）　02　国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
01　総務費国庫補助金	1,559,767	45,333	1,605,100	01 総務管理費国庫補助金	5,000	マイナンバーカード交付事務費（10/10）	5,000
				02 企画費国庫補助金	40,333	デジタル田園都市国家構想交付金（1/2）	40,333
02　民生費国庫補助金	1,208,228	14,854	1,223,082	02 児童福祉費国庫補助金	14,854	児童福祉事業対策費（2/3）	14,854
03　衛生費国庫補助金	4,016,961	51,333	4,068,294	01 公衆衛生費国庫補助金	1,333	母子保健事業推進費（2/3）	1,333
				04 医薬費国庫補助金	50,000	新興感染症対応力強化事業費（1/2）	50,000
04　労働費国庫補助金	185,985	47,000	232,985	01 労政費国庫補助金	47,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（定額）	47,000
08　警察費国庫補助金	457,879	6,697	464,576	01 警察行政費国庫補助金	6,697	一般行政費（1/2）	6,697
09　教育費国庫補助金	1,064,135	37,145	1,101,280	01 教育総務費国庫補助金	15,000	公立学校情報機器活用支援体制整備費（1/3）	15,000
				05 特別支援学校費国庫補助金	12,037	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（定額）	12,037
				07 保健体育費国庫補助金	10,108	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（定額）	10,108
計	30,675,763	202,362	30,878,125				

（項）　03　委　　託　　金

目	補正前の額	補　正　額	計	節 区分	節 金額	説明	
01　総　務　費　委　託　金	292,895	7,000	299,895	05 防災費委託金	7,000	自主防災組織等活性化推進費	2,000
						消防団の力向上モデル事業	5,000
08　教　育　費　委　託　金	99,002	12,553	111,555	01 教育総務費委託金	12,553	不登校児童生徒等の早期発見・早期支援費	12,553
計	890,300	19,553	909,853				

（款）　12　繰　　入　　金

（項）　02　基 金 繰 入 金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
02　命を守るための大規模災害対策基金繰入金	500,000	209,298	709,298	01　命を守るための大規模災害対策基金繰入金	209,298	
03　災害医療推進基金繰入金	71,751	4,400	76,151	01　災害医療推進基金繰入金	4,400	
11　こども未来基金繰入金	1,025,000	115,063	1,140,063	01　こども未来基金繰入金	115,063	
23　交通網整備利用促進基金繰入金	1,300,000	10,000	1,310,000	01　交通網整備利用促進基金繰入金	10,000	
計	25,949,513	338,761	26,288,274			

（款）　13　繰　　越　　金

（項）　01　繰　　越　　金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
01　繰　　越　　金	1,000,000	228,573	1,228,573	01 繰　　越　　金	228,573	
計	1,000,000	228,573	1,228,573			

（款）　14　諸　　収　　入

（項）　07　雑　　入

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
05　雑　　入	3,232,770	6,600	3,239,370	50 雑　　入	6,600	情報システム標準化・共通化支援費　6,600
計	3,242,790	6,600	3,249,390			

（款）　15　県　　債

（項）　01　県　　債

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
05　農　林　水　産　業　債	5,359,000	8,000	5,367,000	05 水 産 業 費 債	8,000	県管理漁港維持補修費
計	39,670,000	8,000	39,678,000			

3 歳　　出

（款）　02 総　務　費

（項）　01 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
01 一般管理費	8,041,521	67,600	8,109,121	5,000		諸収入 6,600	56,000	10 需用費	1,673	1 行政情報化推進費 5,000
								12 委託料	42,620	2 情報ふれあいネットとくしま創造事業費 62,600
								17 備品購入費	23,307	
13 消費者行政推進費	253,425	240	253,665				240	08 旅費	240	1 消費者行政推進費 240
計	13,824,386	67,840	13,892,226	5,000		6,600	56,240			

（項）　02　企　　画　　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
02 計画調査費	3,304,319	124,166	3,428,485	40,333			83,833	07 報償費	440	1 広域交流連携推進費 41,000
								08 旅費	5,620	2 地方創生の深化のための支援費 83,166
								10 需用費	1,900	にし阿波農泊受入環境整備支援事業費補助金 5,000
										事務費 78,166
								11 役務費	4,568	
								12 委託料	103,138	
								13 使用料及び賃借料	3,500	
								18 負担金、補助及び交付金	5,000	
03 運輸交通対策費	734,107	10,000	744,107			繰入金 10,000		12 委託料	3,000	1 航空対策費 10,000
										国内線利用促進費補助金 6,000
								13 使用料及び賃借料	1,000	事務費 4,000
								18 負担金、補助及び交付金	6,000	
計	6,058,928	134,166	6,193,094	40,333		10,000	83,833			

（項）　06　防　　災　　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
01 防災総務費	2,278,369	31,800	2,310,169			繰入金 31,800		10 需用費	3,480	1 防災対策指導費 31,800 南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金 26,000 事務費 5,800
								12 委託料	1,200	
								17 備品購入費	1,120	
								18 負担金、補助及び交付金	26,000	
02 消防指導費	822,150	7,000	829,150	7,000				07 報償費	170	1 消防指導費 7,000
								08 旅費	70	
								10 需用費	590	
								11 役務費	2,320	
								12 委託料	3,690	
								13 使用料及び賃借料	160	
計	3,100,519	38,800	3,139,319	7,000		31,800				

（款）　03　民　　生　　費

（項）　02　児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国支出金	地方債	その他				
01 児童福祉総務費	5,959,070	24,250	5,983,320	14,854		繰入金 9,396		07 報償費	870	1 児童虐待防止等対策費 24,250 児童虐待防止対策等支援費補助金 21,151 事務費 3,099
								08 旅費	2,229	
								18 負担金、補助及び交付金	21,151	
計	14,488,079	24,250	14,512,329	14,854		9,396				

（款）　04　衛　　生　　費

（項）　01　公 衆 衛 生 費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
01 公衆衛生総務費	2,456,129	2,000	2,458,129	1,333		繰入金 667		18 負担金、補助及び交付金	2,000	1 母子保健対策費 安全安心な出産支援費補助金 2,000
04 精神衛生費	1,826,917	1,400	1,828,317			繰入金 1,400		18 負担金、補助及び交付金	1,400	1 障がい者地域生活支援費 災害派遣精神医療チーム体制整備費補助金 1,400
計	6,945,109	3,400	6,948,509	1,333		2,067				

（項）　04　医　　薬　　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国支出金	地方債	その他				
02 医　務　費	5,193,857	103,000	5,296,857	50,000		繰入金 3,000	50,000	18 負担金、補助及び交付金	103,000	1 医療衛生費 103,000 災害派遣医療チーム体制整備費補助金 3,000 新興感染症対策・医療提供体制確保事業費補助金 100,000
計	6,396,856	103,000	6,499,856	50,000		3,000	50,000			

（款）　05　労　　働　　費

（項）　01　労　　政　　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国支出金	地方債	その他				
01 労政総務費	1,966,909	47,000	2,013,909	47,000				07 報償費	70	1 一般労政費 47,000 徳島県賃上げ応援事業費補助金 45,300 事務費 1,700
								10 需用費	500	
								11 役務費	1,040	
								13 使用料及び賃借料	90	
								18 負担金、補助及び交付金	45,300	
計	2,153,098	47,000	2,200,098	47,000						

（款）　06　農林水産業費

（項）　06　水　産　業　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国支出金	地方債	その他					
07 漁港管理費	152,247	13,800	166,047		8,000	繰入金 5,800		12 委託料	5,000	1 県管理漁港維持補修費	13,800
								14 工事請負費	8,800		
計	2,295,241	13,800	2,309,041		8,000	5,800					

（款）　07　商　　工　　費

（項）　01　商　　業　　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国支出金	地方債	その他				
02 商業振興費	1,068,695	7,500	1,076,195				7,500	08 旅費	2,500	1 小規模事業振興費 7,500
								10 需用費	500	
								12 委託料	4,500	
計	60,539,662	7,500	60,547,162				7,500			

（款）　08　土　　木　　費

（項）　02　道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国支出金	地方債	その他					
01 道路橋りょう総務費	2,375,370	50,000	2,425,370			繰入金 50,000		12 委託料	50,000	1 道路調査事業費	50,000
計	23,349,269	50,000	23,399,269			50,000					

（項）　04　港　　湾　　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国支出金	地方債	その他					
01 港湾管理費	1,277,050	35,000	1,312,050			繰入金 35,000		12 委託料	35,000	1 港湾環境整備費	35,000
計	4,362,450	35,000	4,397,450			35,000					

（項）　06　住　　宅　　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国支出金	地方債	その他					
02 住宅建設費	847,720	80,000	927,720			繰入金 80,000		10 需用費	338	1 建築物耐震化推進費	80,000
										木造住宅耐震化促進事業費補助金	75,000
								12 委託料	600	木造住宅耐震改修利子補給補助金	4,062
								18 負担金、補助及び交付金	79,062	事務費	938
計	1,371,543	80,000	1,451,543			80,000					

（款）　09　警　　察　　費

（項）　02　警 察 活 動 費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国支出金	地方債	その他					
01 警察活動費	2,511,224	13,395	2,524,619	6,697		繰入金 6,698		17 備品購入費	13,395	1 一般警察活動費	4,045
										2 刑事警察費	9,350
計	2,511,224	13,395	2,524,619	6,697		6,698					

（款）　10　教　　育　　費

（項）　01　教 育 総 務 費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
04 教育指導費	863,911	12,553	876,464	12,553				01 報酬	6,916	1 給与費	8,721
								03 職員手当等	906	2 生徒指導費	3,832
								04 共済費	899		
								07 報償費	103		
								08 旅費	1,531		
								10 需用費	112		
								11 役務費	60		
								12 委託料	990		
								13 使用料及び賃借料	1,036		
05 総合教育センター費	1,515,576	120,000	1,635,576	15,000		繰入金 105,000		12 委託料	108,368	1 総合教育センター管理運営費	120,000
								17 備品購入費	11,632		

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国支出金	地方債	その他				
計	14,973,103	132,553	15,105,656	27,553		105,000				

（項）　05　特別支援学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国支出金	地方債	その他				
01 特別支援学校費	7,247,976	12,037	7,260,013	12,037				18 負担金、補助及び交付金	12,037	1 学校管理運営費 県立特別支援学校給食費等支援費補助金 12,037
計	9,444,395	12,037	9,456,432	12,037						

（項）　07　保 健 体 育 費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国支出金	地方債	その他				
01 保健体育総務費	295,709	10,108	305,817	10,108				18 負担金、補助及び交付金	10,108	1 給食管理指導費 県立中学校等給食費支援費補助金　10,108
計	1,182,654	10,108	1,192,762	10,108						

（款）　14　予　　備　　費

（項）　01　予　　備　　費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国支出金	地方債	その他				
01 予　備　費	300,000	31,000	331,000				31,000			
計	300,000	31,000	331,000				31,000			

補 正 予 算（第1号）給 与 費 明 細 書

1　一　　般　　職

(1)　総　　括

区　　分	職　員　数（人）	給与費 報　酬（千円）	給　料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）	共　済　費（千円）	合　計（千円）	備　考
補　正　後	(2,169) 12,810	1,899,610	52,796,602	43,183,782	97,879,994	18,266,241	116,146,235	
補　正　前	(2,165) 12,810	1,892,694	52,796,602	43,182,876	97,872,172	18,265,342	116,137,514	
補　正　額	(4) 0	6,916	0	906	7,822	899	8,721	

備考　（　）内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたもの

	区　分	地域手当（千円）	扶養手当（千円）	管理職手当（千円）	初任給調整手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	休日給（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	特地勤務手当（千円）	農林漁業普及指導手当（千円）
職員手当の内訳	補正後	983,098	1,138,062	877,307	84,029	2,786,076	404,507	17,104	18,079	18,722
	補正前	983,098	1,138,062	877,307	84,029	2,786,076	404,507	17,104	18,079	18,722
	補正額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

産業教育手当（千円）	定時制通信教育手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	義務教育等教員特別手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	単身赴任手当（千円）	宿日直手当（千円）	期末勤勉手当（千円）	退職手当（千円）
39,833	24,483	766,945	440,258	858,137	1,319,337	66,816	102,163	21,947,108	11,291,718
39,833	24,483	766,945	440,258	858,137	1,319,337	66,816	102,163	21,946,202	11,291,718
0	0	0	0	0	0	0	0	906	0

ア　会計年度任用職員

区分	職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 職員手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
補正後	(1,685) 287	1,899,610	713,708	788,099	3,401,417	461,279	3,862,696	
補正前	(1,681) 287	1,892,694	713,708	787,193	3,393,595	460,380	3,853,975	
補正額	(4) 0	6,916	0	906	7,822	899	8,721	

備考　（　）内は、パートタイム会計年度任用職員について外書きしたもの

	区分	地域手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	通勤手当（千円）	期末勤勉手当（千円）	退職手当（千円）
職員手当の内訳	補正後	11,782	445	27,889	719,624	28,359
	補正前	11,782	445	27,889	718,718	28,359
	補正額	0	0	0	906	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳	（千円）	説明	備考
職員手当	906	その他の増減分	906	会計年度任用職員の増加に伴う増分	

補正予算（第１号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（当該年度提出に係る分）

事項		限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
							特定財源			一般財源
			期間	金額	期間	金額	国支出金	地方債	その他	
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
トイレカー売買契約		30,000			令和７年度	30,000		30,000		
大阪・関西万博における徳島パビリオン運営業務委託契約		218,000			令和７年度	218,000				218,000
大阪・関西万博における入場チケット支援に係る契約		65,000			令和７年度	65,000			65,000	
宿泊施設投資促進事業に係る補助金交付指令	補正前	500,000			自 令和７年度 至 令和14年度	500,000				500,000
（令和６年度事業分）	補正後	1,000,000			自 令和７年度 至 令和14年度	1,000,000				1,000,000

補正予算（第１号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前年度末現在高	当該年度中増減見込み						当該年度末現在高見込額		
		当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
		補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	529,065,445	35,346,000	8,000	35,354,000	38,493,404		38,493,404	525,918,041	8,000	525,926,041
(2) 農林水産	72,902,567	5,359,000	8,000	5,367,000	4,094,928		4,094,928	74,166,639	8,000	74,174,639
合計	795,970,245	39,670,000	8,000	39,678,000	61,984,750		61,984,750	773,655,495	8,000	773,663,495

令和６年度徳島県病院事業会計補正予算（第１号）説明書

令和６年度徳島県病院事業会計補正予算（第１号）実施計画

資　本　的　収　入　及　び　支　出

収　　入

款	項	目	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	備考
1　資本的収入			8,172,279	210,000	8,382,279	
	1　企業債		4,296,000	210,000	4,506,000	
		1　企業債	4,296,000	210,000	4,506,000	

支　　出

款	項	目	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	備考
1　資本的支出			9,214,329	210,000	9,424,329	
	1　建設改良費		4,330,244	210,000	4,540,244	
		1　病院増改築工事費	735,998	130,000	865,998	
		2　資産購入費	3,594,246	80,000	3,674,246	

令和６年度徳島県病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書　（単位　千円）

（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）

１　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△1,835,935
減価償却費	2,349,271
退職給付引当金の増減額（△は減少）	512,944
賞与引当金の増減額（△は減少）	42,065
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	67,536
長期前受金戻入額	△1,279,690
受取利息及び受取配当金	△160
支払利息及び企業債取扱諸費	359,471
固定資産除却費	32,051
長期前払消費税償却	250,003
未収金の増減額（△は増加）	△89,982
未払金の増減額（△は減少）	42,985
たな卸資産の増減額（△は増加）	△17,747
その他	△5,548
小計	427,264
利息及び配当金の受取額	160
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△359,471
業務活動によるキャッシュ・フロー	67,953

2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△5,249,620
国庫補助金等による収入	11,174
一般会計からの繰入金による収入	865,105
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,373,341
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	3,000,000
一時借入金の返済による支出	△3,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	5,214,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,644,085
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	△170,000
その他の他会計借入金の返済による支出	△70,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,329,915
資金減少額	△975,473
資金期首残高	5,440,054
資金期末残高	4,464,581

令和６年度徳島県病院事業予定貸借対照表

（単位　千円）

（令 和 7 年 3 月 31 日）

資　産　の　部

1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		3,279,254	
ロ 建物	37,958,856		
建物減価償却累計額	△15,691,374	22,267,482	
ハ 構築物	814,833		
構築物減価償却累計額	△466,044	348,789	
ニ 器械及び備品	17,377,824		
器械及び備品減価償却累計額	△11,154,086	6,223,738	
ホ 車両	42,685		
車両減価償却累計額	△37,601	5,084	
ヘ 建設仮勘定		999,803	
有形固定資産合計			33,124,150
(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権		7,384	
無形固定資産合計			7,384
(3) 投資その他の資産			
イ 長期前払消費税		1,547,355	
投資その他の資産合計			1,547,355

固定資産合計			34,678,889
2 流動資産			
(1) 現金預金		4,464,581	
(2) 未収金	4,360,827		
貸倒引当金	△144,870	4,215,957	
(3) 貯蔵品		319,354	
(4) 前払費用		1,794	
(5) 保管有価証券		30,000	
流動資産合計			9,031,686
資産合計			43,710,575

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	31,332,001		
企業債合計		31,332,001	
(2) 他会計借入金			
イ 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	40,000		
ロ その他の長期借入金	45,000		
他会計借入金合計		85,000	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	5,310,323		

引当金合計		5,310,323	
固定負債合計			36,727,324
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,600,590		
企業債合計		1,600,590	
(2) 他会計借入金			
イ 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	70,000		
ロ その他の長期借入金	70,000		
他会計借入金合計		140,000	
(3) 未払金		2,183,591	
(4) 前受金		13,367	
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	664,198		
ロ 法定福利費引当金	188,747		
引当金合計		852,945	
(6) 預り有価証券		30,000	
(7) その他流動負債		89,180	
流動負債合計			4,909,673
5 繰延収益			
長期前受金		17,674,741	
収益化累計額		△14,185,698	

繰延収益合計			3,489,043
負債合計			45,126,040
資本の部			
6 資本金			7,418,333
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	15,952		
ロ 寄附金	10,529		
ハ その他資本剰余金	644,802		
資本剰余金合計		671,283	
(2) 欠損金			
イ 当年度未処理欠損金	9,505,081		
欠損金合計		9,505,081	
剰余金合計			△8,833,798
資本合計			△1,415,465
負債資本合計			43,710,575

注　記

1　重要な会計方針に係る事項

地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成している。

⑴　資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　先入先出法による。

⑵　固定資産の減価償却の方法

イ　有形固定資産

減価償却の方法

定額法による。

主な耐用年数

建物　　6～47年

構築物　　10～30年

器械備品　4～20年

車両　　6年

ロ　リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

⑶　引当金の計上方法

イ　退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

なお、会計基準変更時の差異3,343,862,921円については、平成26年度から15年にわたり、均等額を費用処理している。

ロ　賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から３月までの４か月分）を計上している。

ハ　貸倒引当金

未収金について回収することが困難であると見込まれる額を計上している。

⑷　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、５～15年間で均等償却を行っている。

2　予定貸借対照表関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して１年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は17,529,486,000円である。

3　セグメント情報の開示

⑴　報告セグメントの概要

病院事業会計は、徳島県病院事業の設置等に関する条例第２条第２項の規定に基づき、徳島県立中央病院、徳島県立三好病院、徳島県立海部病院を運営しており、３病院を報告セグメントとしている。

なお、各セグメントに配分不能な本局に係る医業収益、医業費用、セグメント資産、セグメント負債等は共通に記載している。

⑵　報告セグメントの営業収益等

当年度（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

	中央病院	三好病院	海部病院	共通	合計
	千円	千円	千円	千円	千円
医業収益	16,419,724	4,880,598	2,159,033		23,459,355

医業費用	17,913,913	5,937,432	2,911,201	319,119	27,081,665
医業損益	△1,494,189	△1,056,834	△752,168	△319,119	△3,622,310
経常損益	△606,614	△527,751	△389,202	△312,368	△1,835,935
セグメント資産	29,754,906	7,586,704	6,339,625	29,340	43,710,575
セグメント負債	29,779,297	8,234,517	6,797,085	315,141	45,126,040
その他の項目					
他会計繰入金	2,834,965	1,080,934	641,046	13,741	4,570,686
減価償却費	1,500,529	471,573	376,736	433	2,349,271
特別利益					
特別損失					
有形固定資産及び無形固定資産の増加（減少）額	3,525,907	936,790	784,923	2,000	5,249,620

4　減損損失

(1)　グルーピングの方法

病院事業に使用している固定資産については、３病院ごとにキャッシュ・フローを生成していることから、この３つを資産グループとしている。

(2)　減損の兆候について

当年度において、減損の兆候を認識した資産グループはない。

5　その他

⑴　退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当事業年度において、退職手当として153,518千円を支給するため、退職給付引当金153,518千円を使用する。

⑵　賞与引当金及び法定福利費引当金の目的使用による取崩しについて

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当及びこれに伴う法定福利費を支給（支出）するため、賞与引当金622,133千円及び法定福利費引当金121,211千円を使用する。